

(五) 研究会、讀書會、討論會を茶話會と接合し、未組織、組織化の方法をらしむるものなり。

### 六、出版教育綱要

- (一) 出版物教育は、學校教育及び集会教育の教材を中心目的とする印刷物、プリントの発行、時事向題(例は金解禁、産業合理化合同問題、比例代表制等々)の解説的啓蒙文書、発行に依りて組織、未組織大衆の啓蒙教育を行ふ。
- (二) 本部教育部は教材文書、全國的問題に關し出版教育を組織し、聯合会教育部は当該府果の問題に關し出版教育を組織する。

### 七、教育部の任務

- (一) 本部教育部 (イ) 聯合会教育部の統制、(ロ) 教育運動団体の監理、(ハ) 教科書、教材の作製。
- (二) 教育委員團の締成と配属、(イ) 教育文書、隨時發行及び圖書推薦並に取次、(ロ) 中央政治軍官學校の管理、(ハ) 教育年報の調査報告書の作製。
- (三) 聯合会教育部 (イ) 支部教育部の統制、(ロ) 所管教育年報の調査及び本部教育部への報告。
- (四) 本部教育部 發行の教育文書の複製並に頒布に當り該區は必要なる文書を發行。
- (五) 地方政治軍官學校の管理、(イ) 政治、労働、農民學校の監理、(ロ) 教育集会、管理、(ハ) 圖書取次。
- (六) 支部教育部 (イ) 分会、班、教育活動の統制、調査並に聯合会教育部へ報告、(ロ) 教育集会、管理、(ハ) 教育文書の頒布並に圖書取次。